

令和7年度学校いじめ防止基本方針

知多市立新田小学校

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなりかねないような深刻な問題である。また、どの学校においても起こり得るものであると同時に、誰もが被害者にも加害者にもなり得る危険性を秘めている。関係者全てが、いじめは日常生活の延長上で容易に生じるということを認識するとともに、いじめか否かの判定が難しい中、児童生徒を指導していかなければならないということを十分に認識する必要がある。

「いじめをしない、させない、見逃さない」という不変の方針のもと、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

読み取りが難しいが、ポイントは5つ。

1. 物理的（手を出す）か、心理的（言葉の暴力やインターネットでの書き込みなど）なのかは関係ない。被害者が心身の苦痛を感じたら、それはもう「いじめ」である。
2. やった人数は関係ない。（1人でも3人でも5人でも同じ）
3. やった回数は関係ない。（1回でもいじめ）
4. 起こった場所が学校でも外でも家でも「いじめ」である。
5. 犯罪行為と認められる場合は、警察に相談・通報することになる。

以上のことを踏まえると、「いじめ」は、学校外でも起きる可能性が十分にあり、学校は「いじめ」を認知したら、起きた場所に関係なく指導する必要がある。教育的配慮や被害者・被害者の保護者の意向を配慮する。内容によっては、警察に相談・通報することも十分に考えられる。特に、ネットでのいじめは年々増加しており、「家庭での問題」とは捉えないようにする。「いじめ」を認知した場合は、その程度に関係なく、必ず報告し、担当教員で対応を検討する。

2 いじめの防止等のための組織

「知多市いじめ防止基本方針」に沿い、いじめの防止等に関する措置を組織的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。同委員会は学期1回をめぐりに定例会として行い、全職員で組織し、場合によってS C等を加える。また、必要に応じて臨時に実施することもある。その際の構成員は必要に応じたメンバーとする。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、心の通う人間関係を構築する能力及びコミュニケーション能力の育成に取り組む。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように指導する。

(2) いじめの早期発見

- ア アンケート調査や教育相談を定期的を実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- イ 児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーや関係諸機関の相談窓口を周知する。

(3) いじめに対する措置・対応

- ア いじめやその疑いを認知した場合は、いじめ・不登校対策委員会を中心に組織的、実効的に対応する。被害児童の安心・安全の確保を最重要とするとともに、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- イ 市教育委員会、保護者、地域、児童相談センター等と連携を図りながらよりよい解決を目指す。
- ウ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

(4) 教職員の資質の向上

いじめの防止等に関わる研修や資質向上に関わる取り組みを実施する。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

イ 市教育委員会の指導の下、当該事案に対処する組織を設置する。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

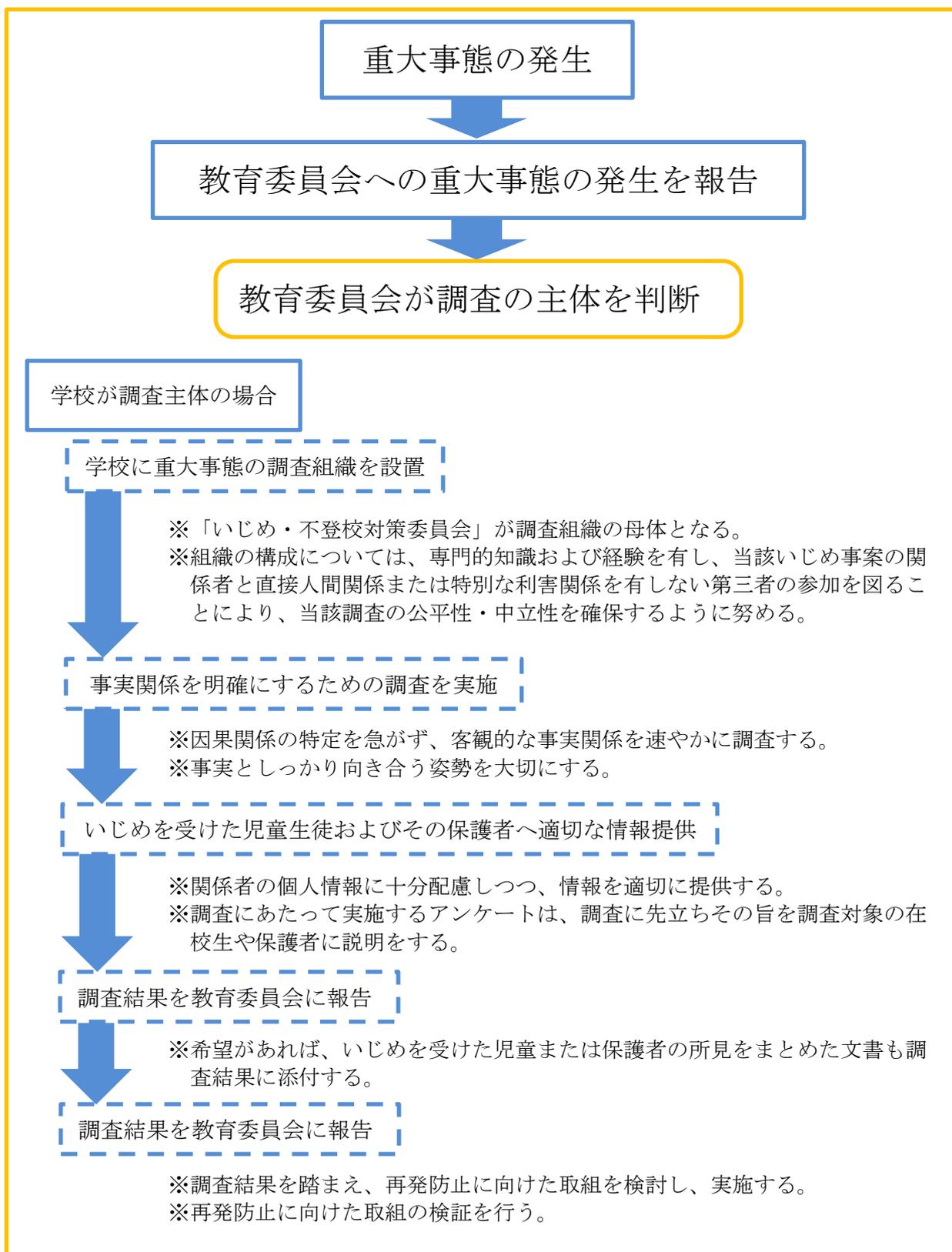
エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5. その他

(1) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。

(2) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<R7年度年間計画>

	「いじめ不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○SCや児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○HPにて、いじめ防止基本方針を示す。 ○授業参観
5月				○授業参観
6月	○いじめ不登校対策委員会①	○情報モラル指導（ネットモラル）	○教育相談①	
7月				○個人懇談会
8月		○いじめに関わる研修		
9月		○福祉実践教室		○学校評議員会（授業参観）
10月				○運動会
11月	○いじめ不登校対策委員会②	○いのちの授業	○教育相談②	○授業参観
12月		○人権週間（講話）		○個人懇談会
1月		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○授業参観
2月	○いじめ不登校対策委員会③		○教育相談③	
3月				
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実、分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日常の相談活動 ○毎月の職員会の情報交換 ○毎週の打ち合わせの情報交換	○情報交換